

市税は納期内の納付を

固定資産税・都市計画税と個人市・府民税(普通徴収分)の第1期分、軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、8月31日(金)は個人市・府民税(普通徴収分)第2期分の納期限です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。また、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差し押さえや公売などを行います。納期限内での納付を必ずお願いします。

病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課

TEL 06・6992・1852～1854

個人市府民税のよくある質問

収入金額と所得金額の違い

例えば事業収入(自営業の人など)の場合、その事業の売り上げから必要経

費を差し引き、残った金額が利益となります。この「売り上げ」が収入金額、「利益」が所得金額にあたります。

収入が給与や公的年金の場合は、必要経費に相応する金額が決められていて、その金額を差し引いた後のものが所得金額になります。

問 課税課市民税担当

TEL 06・6992・1456

長期優良住宅
固定資産税額の減額措置

認定を受けた長期優良住宅を平成32年3月31日までに新築した場合、当該住宅の固定資産税額を減額します。これは建築主などが長期優良住宅建築等計画を作成し、市の認定を受けた住宅です(下表)。

対象要件

床面積の居室部分120㎡まで

減額内容

平成32年3月31日までに新築した場合、新築した翌年の1月1日を賦課期日とする年度を含めて5年度分の固定資産税(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年度分)を2分の1に減額

手続方法

新築した翌年の1月31日までに、認定通知書を添付の上、所有者が固定資産税減額申請書を提出してください。

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

長期優良住宅の認定について
建築指導課
TEL 06・6992・1700

認定基準(概要)	
劣化対策	数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること
耐震性	極めてまれに発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること
維持管理・更新の容易性	構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること
可変性	居住者のライフスタイルの変化などに応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること
バリアフリー性	将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下などに必要なスペースが確保されていること
省エネルギー性	必要な断熱性能などの省エネルギー性能が確保されていること
居住環境	良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持および向上に配慮されたものであること
住戸面積	良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること
維持保全計画	建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修などに関する計画が策定されていること

備 国土交通省ホームページより抜粋

過去5年間に納め忘れた
国民年金保険料はありませんか

国民年金保険料の後納申し込み

時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができるのが後納制度です。その後納制度の申し込み、および納付できる期間が残り2カ月になりました。後納制度で保険料を納めようとする場合は申し込みが必要で、納める保険料には、当時の保険料額に一定の金額が加算されます。ただし、老齢基礎年金を受給している人や満額の老齢基礎年金を受給できる人などは、利用できません。

平成29年8月より、保険料を納付した期間や保険料の免除が認められた期間が合計で10年以上あれば、年金の受給資格を得ることが可能です。今からでも年金額を増やせる後納制度を利用してください。

後納制度を利用するためには、「国民年金後納保険料納付申込書」の提出が必要で、9月28日(金)までに最寄りの年金事務所まで申し込みの手続きをしてください。また、申し込み後に納付書を交付しますので、9月30日(日)までに納付してください。

問 日本年金機構 窓口年金事務所 国民年金課
TEL 06・6992・3031

生産性向上特別措置法に基づく
支援制度

本市では、中小企業や小規模事業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることを目的として、平成30年6月6日に施行された生産性向上特別措置法に基づき、「守口市導入促進基本計画」を策定しました。

今回、国が策定した「導入促進指針」および本市が策定した「守口市導入促進基本計画」に基づいて、「先端設備等導入計画」を策定した市内事業者については、3つの支援制度が受けられます(市の認定が必要)。

支援制度① 生産性向上に資する償却資産の固定資産税の特例措置

労働生産性の向上に資する新たな設備を導入した場合、償却資産に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロとなります(下表)。

支援制度② 債務保証に係る支援

民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保証などとは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。詳しくは、大阪信用保証協会まで問い合わせください。

支援制度③ 各種補助金の優先採択

国の補助金制度の一部が優先採択の対象となります。詳しくは、中小企業庁のホームページ

をご覧ください。先端設備等導入計画の認定を受けられる事業者と固定資産税の特例措置を受けられる事業者の要件は、異なります。詳細については、市ホームページまたは中小企業庁ホームページをご覧ください。

対象設備の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具および検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備*	60万円以上	14年以内

*家屋と一体となって効用を果たすものを除く

▽制度全般に関すること

問 地域振興課

TEL 06・6992・1490

▽固定資産税に関すること

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

あなたの近くにあります

マイナンバーカードの出張申請窓口
各コミュニティセンターに職員が出向いて、マイナンバーカードの出張申



請窓口を開設します。出張申請窓口では、申請用の写真の無料撮影、申請書の記載補助および申請書の発送を行います。マイナンバーカードを作成すると、住民票などの証明書類が近くのコンビニで取得できるようになります(一部利用できない店舗があります)。また、同じ時間帯で本人通知制度の登録受付も行いますので、ぜひ利用してください。

時 8月9日(木)午前10時～午後1時
場 南部エリアコミュニティセンター
(市民保健センター4階)会議室

時 8月19日(日)午前10時～午後1時
場 北部コミュニティセンター

持 マイナンバーの通知カード、本人確認書類(免許証・保険証など)、認め印

注 マイナンバーカードは申請から1カ月程度で出来上がります。準備が整い次第、交付通知書(はがき)でお知らせしますので、届きましたら総合

窓口課で、申請者本人が受け取ってください。

問 総合窓口課

TEL 06・6992・1525

8月は「こども110番月間」

地域の子どものは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進しています。

子どもの皆さんは、次の5つの約束を守りましょう。

- ① 1人で遊びません
- ② 知らない人について行きません
- ③ つれて行かれそうになったら大声を出して助けをもとめ、「こども110番の家」へ逃げこみます
- ④ だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます
- ⑤ お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人のの人に知らせます

保護者や地域の皆さんも、地域や家庭で心がけ、子どもたちに伝えましょう。

問 コミュニティ推進課
TEL 06・6992・1520

